

「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令」の施行に伴う「社債等に関する業務規程」等の一部改正について

1 改正の趣旨

「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令」（平成 22 年 1 月 22 日内閣府・法務省令第 1 号）が本年 7 月 1 日に施行されることに伴い、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。また、これに併せて、社債等振替制度に係る業務の取扱い等を明確にするため、規程、規則及び「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 「社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令」の施行に伴う改正について
投資信託受益権について、特定投資家私募の取扱いを可能とするため、所要の改正を行う。（規程第 58 条の 36、規則第 30 条、別表 1 関係）
- (2) 社債等振替制度に係る業務の取扱い等を明確にするための改正について
 - ① 抹消手続に係る事務について、加入者が直近上位機関に対して、当該事務を包括的に委任することを明確にするため、所要の改正を行う。（規程第 26 条、第 52 条、第 58 条の 25、第 58 条の 48、規則第 20 条、第 27 条の 25、第 27 条の 52 関係）
 - ② 一般債振替制度において、コールオプション一部償還銘柄又は定時償還銘柄に係る資金決済の確認及び抹消記録等の取扱いを明確にするため、所要の改正を行う。（規程第 2 条、第 58 条の 2、第 58 条の 26 から第 58 条の 29 まで関係）
 - ③ 社債等について、差押命令等による処分の制限に関する通知の送達が行われた場合において、当該銘柄が一般債であるときに加え、短期社債等であるときにも、当社が支払代理人に対して、当該送達を受けた通知等の内容を書面により通知することを可能とするため、所要の改正を行う。（規程第 70 条の 2 関係）
 - ④ 利用者の手続書類等や当社における通知及び公表の取扱い等を明確にするため、所要の改正を行う。（規程第 13 条から第 16 条まで、第 19 条、第 20 条、第 27 条、第 29 条、第 30 条、規則第 4 条の 2 から第 5 条まで、第 8 条関係）
 - ⑤ その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行日

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令附則本文に規定する同令の施行の日（平成 22 年 7 月 1 日）から施行する。